



児童発達支援センターを中核とした 障がい児支援体制に係る基本方針

令和8年 月改定
札幌市

～ 目 次 ～

1 方針策定の趣旨	…… P 1
2 児童発達支援センターの位置づけ（国の考え方）	…… P 2
3 札幌市における障がい児通所支援が目指すべき方向性	…… P 3
4 児童発達支援センターに求められる4つの役割	…… P 7
（1）役割1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	…… P 8
（2）役割2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・ コンサルテーション機能	…… P 10
（3）役割3 地域のインクルージョン推進の中核機能	…… P 12
（4）役割4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能	…… P 13
5 参考	
（1）今回の方針改定の経過	…… P 14
（2）方針策定及び過去の改定の経過	…… P 15



方針策定の趣旨

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスの一つであった児童デイサービスは、平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、同法に基づく障害児通所支援に位置づけられました。

これを受け、国が示す障害福祉計画策定の基本指針では、指定障害児通所支援や指定障害児相談支援の基盤整備など、障がい児支援に係る方針を各自治体において策定することが望ましいとされています。

札幌市においては、特に障害児通所支援事業所の数が全国で最も多い状況にあり、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められています。

そこで、地域の中核的な療育支援施設として期待される児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設及び旧肢体不自由児通園施設）について、札幌市におけるあり方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとしたものです。

平成24年10月

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を行う事業所の急増に伴う療育の質の低下の懸念など、札幌市の障がい児を取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題が出てきていることから、検証を行い、一部を改定しました。

平成31年1月

令和5年4月、こども家庭庁の発足とともに「こども基本法」が施行されました。また、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、障がいのあるこどもや若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが明記されることとなり、令和6年7月には国の「児童発達支援ガイドライン」等が全面改訂されました。

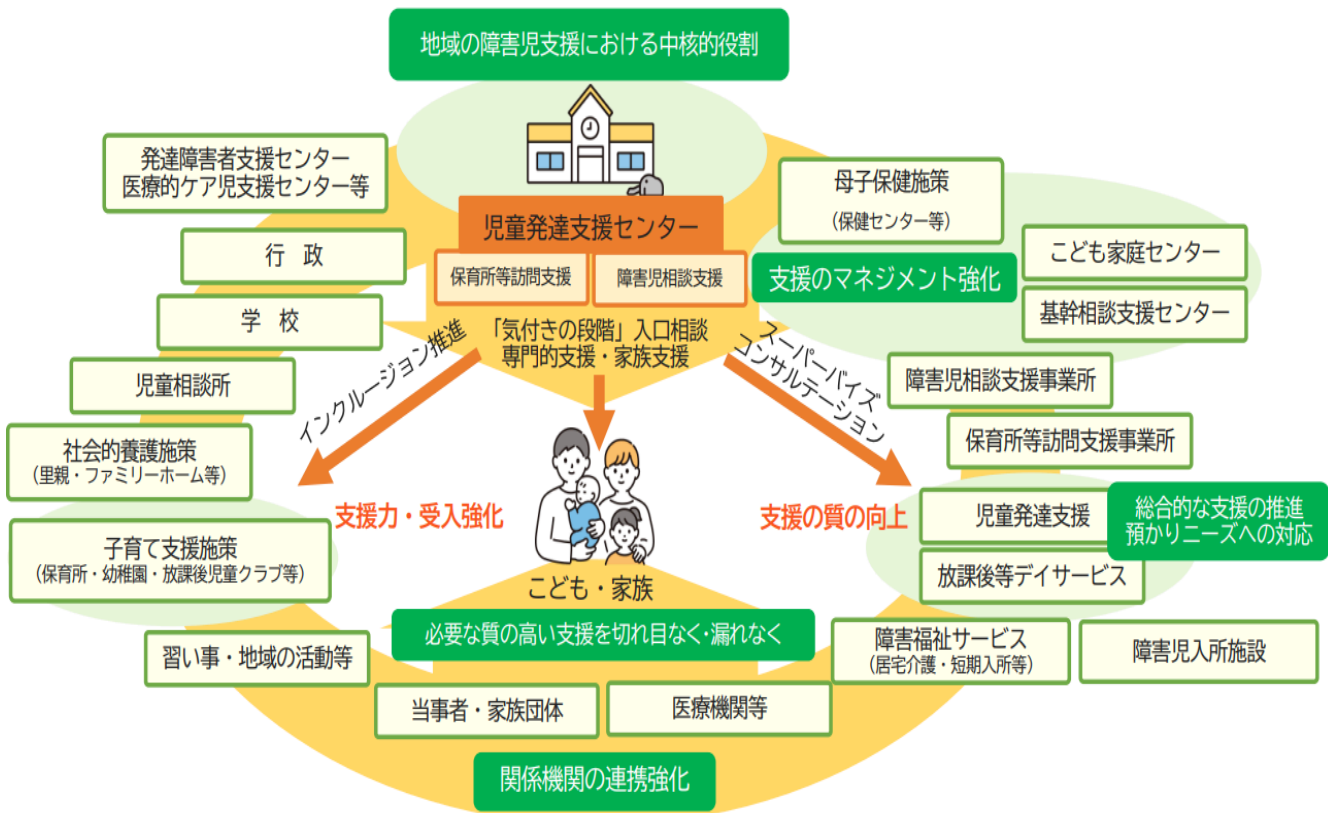
こうした国の動向に加え、児童発達支援センターが地域における中核施設として位置づけられたことを受け、札幌市の障がい児通所支援が目指すべき方向性などを明確化しました。こどもと家族を地域で包摂しながら、関係者がしっかりと連携した支援体制を構築できるよう、基本方針の一部を改定するとともに、表題を「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」から「児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制に係る基本方針」に改めました。

令和8年 月

児童発達支援センターの位置づけ(国の考え方)

《児童福祉法 第6条の2の2第2項(抜粋)》
 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行うことをいう。

《児童福祉法43条》
 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。



札幌市における障がい児通所支援が目指すべき方向性

障がいのある子どもも家族も支援者も みんなウェルビーイングになる支援

札幌市における障がい児通所支援が今後目指すべき方向性として、「障がいのある子ども本人はもとより、家族も、そして支援者も、みんながウェルビーイングになる支援」を掲げ、市全体でその実現を目指していきます。

令和6年7月に改訂された国の「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」、同月新設された「保育所等訪問支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」（以下「手引き」という。）などは当然に踏まえる必要がありますが、これまでの全国的にも誇るべき市独自の歴史や取組、体制なども大切にしながら、私たちの地域の実情に合わせて発展させていきたいと考えています。

例えば、他都市に先駆けて始まったものとして、平成7年度開始の「こやぎの広場」（先天性障がい児早期療育事業）、平成9年度開始の「さっぽ・こども広場」（発達に心配のある子どもの療育支援事業）があり、平成28年度には「障がい児地域支援マネジャー」（障がい児地域支援マネジメント事業）が開始となりました。

何より、市内にある民間・公立の児童発達支援センターが、これまでも中核となって各施設の特徴的な取組を重ねてきたほか、児童発達支援研修会を市内各エリアで開催し、事業所とのネットワーク構築や支援の質の向上に向けた取組を進めてきた歴史があります。

今後は、それぞれの児童発達支援センターの強みを活かしつつ、本市の特徴である多数の事業所等が支援の効果を最大限に発揮できるよう、以下の観点を特に重視します。各センターが地域の事業所を支え、関係機関との連携を強化することで、中核的機能を十分に発揮し、市全体の支援の質を向上させていきます。

1) 5領域の視点を網羅したオーダーメイドの本人支援

本人支援について、個々の子どもに応じ、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点を網羅したオーダーメイドの支援を提供できること。

そのためにも、アセスメントの段階から、5領域の視点に基づき、子どもの発達過程や障がい特性に応じた一人一人の多様な発達ニーズ、子どもの声や願い等を的確に把握した上で、これらを反映した個別支援計画を適切に作成し、発達支援を提供できること。

2) 家族全体を支えられる家族支援と地域への包摂（インクルージョン）推進

子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を充実・安定させる

ことが、こども自身の「育ち」や「暮らし」の安定につながるため、家族全体を支えられること。

特に、母親など保護者自身が支援を要する様々な課題を抱えている場合も少なくないため、親の笑顔がこどもの笑顔に通じていることを念頭に置き、ストレングスペースで支援に取り組むこと。また、こどもはもとより、家族全体が地域で包摂（インクルージョン）される支援の推進に努めること。

3) 家族を理解すること、家族全体への包括的なアセスメントの実施

こども本人の障がい特性等に偏ることなく、家庭生活におけるこれまでの「育ち」、家族の「歴史」、現在の「暮らし」、保護者自身や保護者間の葛藤、家族が有するニーズ・困り感・トラウマ等を包括的にアセスメントした上で、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、あくまでもエンパワメントを前提とした家族支援を行えること。各事業所においては、アセスメントに係る知識や技術を得られることを目指すとともに、家族全体を見てその強みを引き出せるよう十分な家族理解ができること。

家族全体を支援するときには、家族が有するニーズ・困り感を把握するタイミングが異なることに留意が必要です。こども家庭庁の調査研究事業による「多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究報告書」（令和7年3月）によると、「こどもの発達の心配」、「発達支援や障がい児サービス等の内容」、「こどもの幼稚園・保育園への通園について」等はサービス利用開始前に把握される傾向があった一方、「夫婦関係」や「保護者自身に関する相談」等はサービス利用開始後に把握されることが多い傾向にありました。

そのため、各事業所は以下の姿勢を持ち、児童発達支援センターもその姿勢をしっかりと支える必要があります。

- ☑ 家族支援やそのための家族理解、家族への包括的アセスメントについては、信頼関係/援助関係をしっかりと築けるように、課題や問題探しに終始し、出来ないレッテルを家族に貼ることは厳に避けつつ、エンパワメントの観点からサポートを行うこと。
- ☑ 家族には強みがあるとの前提に立ち、その強みを引き出すための家族理解、アセスメントという視点を忘れず、支援者側が問題とみること自体が問題を構成することに留意し、問題にフォーカスするのではなく、未来志向・解決志向の姿勢を持つこと。

4) こどもの権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努めること等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って示す「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参照すること。（児童発達支援ガイドラインP.54）

障がい児通所支援において、すべての活動の土台となるのは「こどもの権利擁護」です。単に虐待を防止するだけでなく、こどもを「権利の主体」と捉え、その声に真摯に耳を傾けることが重要です。また、こども自身が自らの権利を知ることで、自己肯定感を高め、エンパワーされる過程を大切にする必要があります。

支援の現場では、こどもに影響を与える重大な決定場面において、本人が参画できているかが問われます。これは「こどもが主役の支援」を徹底することを意味します。具体的には「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（令和6年8月）」等を参考に取組を進めることが求められます。「信頼関係の構築」から「意思形成—意思表出—意見形成—意見表明—意見実現」という各プロセスにおける支援を積み重ねることで、こどもが本来持つ力が引き出され、自分らしく生きるためのエンパワメントへと繋がります。

なお、障がいのあるこどもの支援に当たっては保護者の意向が優先されやすい傾向にありますが、権利の主体はあくまでこどもであることを再認識しなければなりません。こどもに寄り添い、その意思をくみ取りながら、常に「こどもの最善の利益」を最優先に実現していく支援が重要です。

各事業所においては、以下について念頭に置き、児童発達支援センターはその姿勢をしっかりと支える必要があります。

- ☑ こどもの声を読み取り理解しようとする際、職員間や組織内でも解釈に相違が生じる可能性がある。そのため、複数の視点から「こどもの最善の利益」を検討し、合意形成を図る不断のプロセスを確保すること。また、そのプロセスを家族とも共有していくことが重要であること。
- ☑ 発達途上にあるこどもは、一人一人異なる個性やニーズを持っているため、支援に当たっては、言葉で表出された意見はもちろん、表出されていない意見の背後にある「本質的なニーズ」を支援者がいかに理解するかが重要であること。また、そのニーズに応じ、多様な育ちを保障することが「最善の利益」に基づく支援には不可欠である旨を理解すること。

最後に、連携については、ガイドラインで以下のように示されています。

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。（児童発達支援ガイドラインP.10）

こどもがぬり絵をする様子を見ていると、幾つもの線で面を塗っていきま
す。同じように札幌市では、他都市よりも多い各事業所が、こどもと家族の間

にまず「線」を結び、児童発達支援センターが事業所と家族の強みを活かせられるよう中核機能によりその線をサポートすることで、事業所間はもとより、全ての関係機関や行政が共にこの地域でパートナーシップのもと、市独自の色とりどりな切れ目のない「面」による支援ができることを目指します。

こどもと家族に寄り添い、徹底して伴走できるよう支援者支援も重要となります。支援に必要な知識や技術を学べる機会を、児童発達支援センターが中心となって提供することで、支援者同士が顔の見える関係の中で、普段から抱えがちな悩みなども共有できるよう、各種研修や人材育成の取り組みを進めます。

障がいのあるこどもも家族も支援者も、みんなウェルビーイングになる支援を札幌市の目指すべき方向性として掲げ、そのために必要となる支援や連携の基本方針を、ガイドラインや手引きを踏まえ、本書に示します。

児童発達支援センターに求められる4つの役割

役割1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

基本施策① 障がい種別に関わらず適切なサービスを実施する通所支援

基本施策② 家族支援の実施

役割2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

基本施策① 事業所への相談支援の実施

基本施策② 支援困難ケースへの助言、解決のための情報提供

基本施策③ 事業所間連携の一層の推進

役割3 地域のインクルージョン推進の中核機能

基本施策① 地域への相談支援の実施

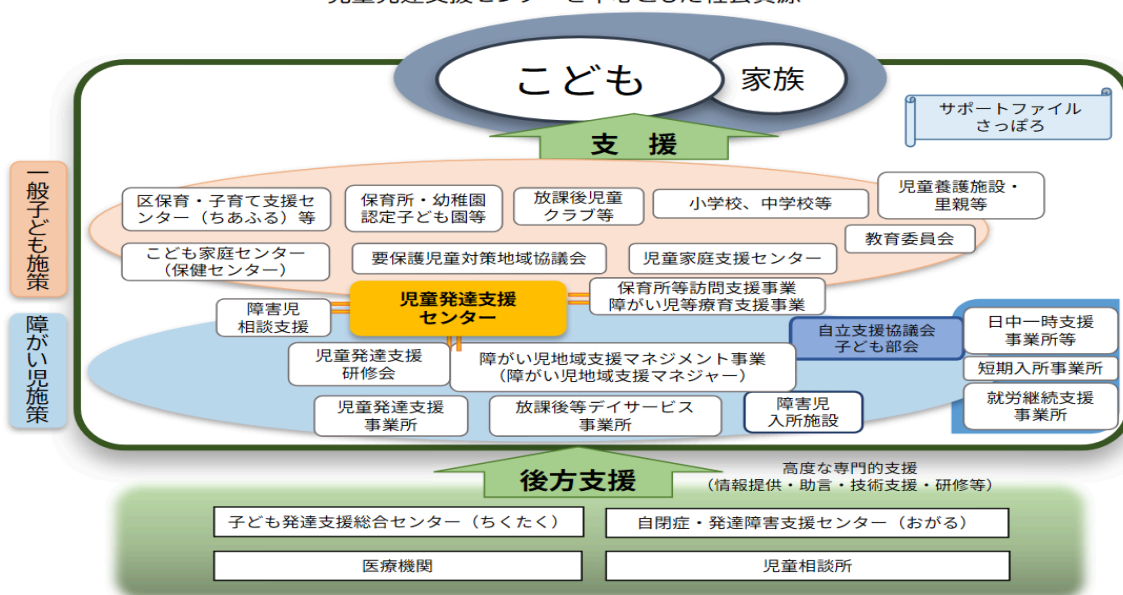
基本施策② インクルージョンの重要性、取組の発信・周知

役割4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

基本施策① 発達支援の入口としての相談機能

基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援※支援体制のイメージは下記を参照。

(イメージ図)札幌市の障がい児支援体制
児童発達支援センターを中心とした社会資源



役割1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

《現状と課題》

児童福祉法改正（令和6年4月）以前においては、札幌市内の児童発達支援センターは、福祉型と医療型に着目してバランスよく配置されることが望ましいとされていましたが、法改正の趣旨に基づき、障がい種別に関わりなく、様々な児童を受け入れることが求められます。また、高度な専門性に基づく支援が必要な児童やその家族にも、必要に応じ多職種で連携した支援の提供が求められます。

《考え方》

児童の発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障がいの有無に関わらず児童の育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点が重要となります。

地域の児童発達支援事業所での受け入れが難しい児童について、各児童発達支援センターが、その得意分野を生かしながら率先して受け入れに努めることが必要となります。

成長過程において必要となる身体的・精神的・社会的なニーズが満たされず困難に直面することなどを背景に、自己や他者に向かうサインが生じ、ケアや支援のニーズが高いとされた子どもやその家族についても、個別性を重視し、子ども・家族の総合的なアセスメントを行い、置かれた状況や様々な思いに寄り添いながら、チームで適切な支援を行うことが必要です。

なお、障がいという言葉に不安などを抱くこともある子ども自身が、事業所や職員に望む姿勢として「障害はあっても、子どもをリスペクトしたり認めてくれる姿勢」（子ども家庭庁「障害児支援における人材育成に関する検討会－子育て当事者ヒアリングの結果報告」令和7年5月）を挙げていることを念頭に置き、子どもを中心とした当事者の尊重と共感的な理解に基づく支援が求められます。

基本施策

【施策① 障がい種別に関わらず適切なサービスを実施する通所支援】

地域の児童発達支援事業所で受け入れが難しい児童を率先して受け入れ、障がいの特性に応じた支援を行います。

- ・ 重度から中度の知的障がい児
- ・ 肢体不自由児
- ・ 重症心身障がい児
- ・ 難聴児、視覚障がい児、医療的ケア児
- ・ 発達に困難さを抱える児童

【施策② 家族支援の実施】

障がいのある子どもを育てる家庭に対して、障がいの特性に配慮し、児童の「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、子育て上の不安や悩みに対する助言、児童を支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）、カウンセリング、きょうだい児支援、ソーシャルワークの実施などを行います。家族全体を対象とした総合的なアセスメントを実施し、丁寧な家族支援を行います。

役割2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

《現状と課題》

児童発達支援センターは、地域の中核的な相談機関として、障がい特性に応じた一貫した支援を提供できるよう、本人や家族に対する相談支援を実施するとともに、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められます。

そのため、札幌市では地域支援マネジメント事業として、センターごとに担当エリアを定め、市内の障害児通所支援事業所の相談・助言を実施しています。

これまで児童発達支援センターを核として、事業所向けの研修・事例検討会を開催するほか、自立支援協議会に参画してきましたが、今後も、更なる地域の事業所との相互理解、信頼関係構築が求められます。

また、改訂後の「児童発達支援ガイドライン」で明示された家族支援や移行支援、地域支援・地域連携についても、市内の障害児通所支援事業所に浸透させていくことが課題として挙げられます。

特に、こどもは保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こども自身の育ちや暮らしの安定・充実につながるため、個々の障害児通所支援事業所においても、家族支援とそのため家族全体へのアセスメント力の向上が求められます。

《考え方》

地域の状況や地域で望まれている支援内容を把握し、支援ニーズの高いこどもや家族をはじめとする、個別ケース支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能が必要となります。

定期的な情報共有の場の確保、研修会の実施等により、事業所間での連携を深めていくことが重要です。

基本施策

【施策① 事業所への相談支援の実施】

家族支援とそのため家族全体へのアセスメント力の向上の観点を重視し、事業所への

スーパーバイズ・コンサルテーションを実施します。

今後は、9つの児童発達支援センターが中心となり、市全体として障がい児支援の質が向上するよう、地域の状況や望まれている支援内容を把握するとともに、信頼関係を構築し、支援ニーズの高い子どもや家族をはじめとする個別ケースを含めた事業所への支援を行います。各種研修を通して、事業所全体の質を向上し、事業所の困り感に寄り添い、相談対応しやすい環境となるよう努め、働きかけを続けます。

【施策② 支援ニーズの高いケースへの助言、解決のための情報提供】

児童発達支援センターは、児童発達支援事業所から支援ニーズの高いケースの相談があった場合、支援ネットワークを活用し、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の専門機関と連携して解決するよう努めるとともに、事業所に対し地域資源の情報提供を行います。また、研修やOJTを通してセンター自体の支援力の向上をめざします。

なお、支援力の向上のため必要な観点や、知識・技術の共通基盤について、次のとおり例示します。

- ・ こどもの発達
- ・ こどもの発達を阻害する要件及び保護的要件
- ・ こどもと家族のアセスメント
- ・ こどもと家族を取り巻く環境因の把握
- ・ 面接技術
- ・ バイアスの理解
- ・ アタッチメント、トラウマの理解
- ・ 家族支援プログラム
- ・ 当事者の立場で考える姿勢（こどもの最善の利益、保護者支援）
- ・ こどもの権利擁護

【施策③ 事業所間連携の一層の推進】

こどものウェルビーイングの実現のため、市内の事業所がよりよい関係を築くことができるよう、地域の事業所への訪問や助言、定期的に児童発達支援センター間の会議を開催すること等により、支援ネットワークの一層の充実を図ります。

役割3 地域のインクルージョン推進の中核機能

《現状と課題》

現在、札幌市には9カ所の児童発達支援センターと800カ所を超える障害児通所事業所があります。（令和7年4月現在）

保育所等訪問支援のさらなる実施や、地域の保育所や幼稚園等への助言・援助、障がい児の併行通園や保育所等への移行支援などを推進していくことが求められます。

《考え方》

インクルージョン（障がいのあるこどもの地域社会への参加・包摂）推進のためには、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所における、障がいのあるこどもの育ちの支援に協力していく必要があります。

保育所等の支援力の向上を図り、併行通園や移行支援を推進することや、会議や研修の機会を活用し、インクルージョンの重要性を発信していくことが必要です。

基本施策

【施策① 地域の保育所や幼稚園等を支援する体制の構築】

インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援事業や障がい児等療育支援事業を実施するほか、センター職員が発達支援・家族支援（きょうだい児支援を含む）について地域の事業所の各種相談に応じ、ともにこどもの育ちを考えます。

市内の担当エリアごとに、各センターが、保育所、幼稚園等への支援体制を整えます。具体的には、各区の園長会等の会議への出席や、保育所等の各分野を担当する巡回職員と定期的に情報共有の場を設けることなどにより、顔の見える関係を築き、課題や対応方法などを共有するとともに、センターによる各事業所へのサポートや支援に活かします。また、保育所等と事業所の相互理解を推進します。

【施策② インクルージョンの重要性、取組の発信・周知】

広報や会議、研修等の機会を活用してインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていきます。

役割4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

〈現状と課題〉

札幌市においては、こども家庭センター（保健センター）での健診・相談から、発達支援に結びつく体制があります。市内の事業所数は全国的に見ても多く、選択の幅が広い一方で、質のさらなる向上や、相談機能をさらに充実していくことが求められます。

〈考え方〉

健診の結果等を踏まえ、区保育・子育て支援センター（ちあふる）等と適切に連携しながら、「気づき」の段階にあるこどもや家庭に対し、発達支援の入口として丁寧に相談対応し、必要な情報提供や関係機関との連携、相談支援の充実を図ることが必要です。

基本施策

【施策① 発達支援の入口としての相談機能】

発達支援の入口として様々な相談やニーズを受け止め、こどもと家族の思いに寄り添い、ニーズを踏まえた家族全体に対する総合的なアセスメントや、ストレングスに注目した相談支援を実施します。

また、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本とし、適切な支援につなげる観点を持ち、関係機関と連携しながら対応します。

【施策② 関係機関との連携による重層的な支援】

こどもと家族のアセスメントを踏まえ、こどもの障がい特性に応じた重層的な支援を提供します。主な連携機関は、次のとおりです。

（児童発達支援センターが関わる主な連携機関）

- ・通所支援事業所、こども家庭センター（保健センター）、区保育・子育て支援センター（ちあふる）、保育所、幼稚園、こども園、相談支援事業所、学校、児童会館、ミニ児童会館、放課後児童クラブ
- ・札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障害者支援センター（おがる）、札幌市児童相談所、社会的養護関係施設、障害児入所施設

今回の方針改定の経過

《検討体制》

市役所関係部局、児童発達支援センター会議において検討を重ねたのち、インクルージョン推進をより実効的なものとするべく、保育・教育に携わる関係団体との意見交換会を開催しました。

また、改定の方向性や改定後の基本方針については、札幌市障がい者施策推進審議会に報告し意見を確認しました。

《意見交換会》

保育・教育関係者、児童発達支援センター、市の関係部局職員で構成される意見交換会を開催し、いただいたご意見等を方針改定の参考としました。

【参加団体】

- ① 一般社団法人札幌市私立保育連盟
- ② 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会
- ③ 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
- ④ 札幌市自立支援協議会子ども部会
- ⑤ むぎのこ児童発達支援センター
- ⑥ 札幌市みかほ整肢園
- ⑦ ときわ発達支援センター
- ⑧ 児童発達支援センターさんりんしゃ
- ⑨ 市関係部局（子ども未来局、教育委員会、保健福祉局）

《検討経過》

令和6年7月～	改定案をセンター会議で検討（計5回）
令和7年4月～12月	改定案をセンター会議で検討（計5回）
10月30日	第1回札幌市障がい者施策推進審議会での報告
12月3日	意見交換会の実施
令和8年1月15日	改定案をセンター会議（第6回）で検討
1月23日	意見交換会の実施（書面開催）
3月〇日	第2回札幌市障がい者施策推進審議会での報告
3月	改定案策定

方針改定の経過（H31改定）

〈検討体制〉

札幌市障がい者施策推進審議会に諮問し、その後、審議会に臨時委員を置き、別に設置する障がい児支援体制検討部会で議論を重ねて、平成30年3月26日に答申をいただき、それを基に改定を行いました。

〈答申の内容（関係部分抜粋）〉

札幌市は、平成24年10月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による支援ネットワークを構築し、職員研修等を行ってきた。

これは先進的な取組であり、市内外から評価を受けているものの、他の部分については、課題が残されており、まだやるべきことは多数ある。

よって、基本方針（主に方針体系）を見直し、地域における中核的支援施設として、機能の一層の充実を目指すべきである。

主な変更点は、次のとおり。

- ア 「家族支援の実施」について、追記が必要
- イ 「相談支援の拠点」について、実態を踏まえた見直しが必要
- ウ 「地域支援の充実」について、追記が必要
- エ 児童発達支援センターを中心とした支援体制（社会資源）を図示することで、役割の明確化が必要

また、職員研修等についても、平成25年度に開始して以来、児童発達支援センターの役割や責任が少しずつ変化している中で、検証や見直しを行うなどして、これらの変化に応じた実施体制の構築を目指すべきである。

〈検討経過〉

平成29年3月	札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会に諮問
7月	第1回会議を開催
8月	第2回会議を開催
9月	第3回会議を開催
11月	第4回会議を開催
12月	第5回会議を開催
平成30年3月	答申

方針策定の経過（当初）

《検討体制》

市役所内部での検討のほか、障がい児に関する福祉事業の従事者、障がい者団体の関係者、市役所職員で構成する「障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議」を設置し、方針策定に向けた検討を行いました。

《意見交換会》

障がい児施策に深く関わる障がい者団体の関係者、障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員及び市役所職員の3者で意見交換会を開催し、いただいたご意見を本方針策定の参考としました。

【参加団体】（50音順）

- ① 札幌ADHDの会「いーよ」
- ② 札幌肢体不自由児者父母の会
- ③ 札幌市通園児父母連絡協議会
- ④ 札幌市手をつなぐ育成会
- ⑤ 札幌地区重症心身障害児（者）を守る会
- ⑥ 札幌ポプラ会
- ⑦ 北海道学習障害児・者親の会クローバー
- ⑧ 北海道高機能広汎性発達障害児者親の会（ドンマイの会）
- ⑨ 北海道小鳩会

《検討経過》

平成24年4月	・ 検討の開始
6月	・ 障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第1回） → 課題の整理
7月	・ 障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第2回） → 方針の検討
8月	・ 障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第3回） → 方針の検討
9月	・ 障がい者団体との意見交換会 ・ 障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第4回） → 方針の取りまとめ ・ 方針の決定

※ 随時、市役所関係部局における会議を実施